⑸　業務実績に関する要件
　下記に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していること。
ⓐ・同種業務：オンラインで申請を受付け、オンラインで処理を行うシステムの開発又は改良を行った業務又は工事
　・類似業務：オンラインで処理するシステムの開発又は改良を行った業務又は工事（同種を除く）
ⓑ・同種業務：オンラインで申請を受付け、オンラインで処理を行うシステムの開発又は改良を行った業務又は工事
　・類似業務：オンラインで処理するシステムの開発又は改良を行った業務又は工事（同種を除く）
⑹　配置予定技術者に関する要件
　配置予定主任技術者は、平成27年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において、１件以上の実績を有していなければならない。
　業務実績
ⓐ　⑸ⓐに同じ。
ⓑ　⑸ⓑに同じ。
５．手続等
⑴　担当部局
①　契約関係
　〒330―9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課購買第一係
　電話：048―601―3151
②　技術関係（特記仕様書等の照会先）
　〒330―9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館18階　関東地方整備局道路部交通対策課特殊車両第二係
　電話：048―600―1346
　メールアドレス：ktr-tokusya-keiyaku@mlit.go.jp
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
①　交付場所及び方法
　交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記⑴②に申し出ること。
　ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記⑴②に事前連絡を行うこと。
　また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記⑴②に電子メールにて依頼を行うこと。
②　窓口での交付期間
　令和８年４月７日から令和８年４月21日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、９時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。
⑶　参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法
　提出期限：令和８年４月21日（火）16時00分
　提出場所：上記⑴②に同じ。
　提出方法：原則として電子メールにより提出すること。
　なお、押印を省略する場合は「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。
６．その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口
　５．⑴に同じ。
⑶　当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限
　令和８年５月21日（木）18時00分
⑷　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑸　詳細は説明書による。
７．Summary
⑴　Subject matter of service ：
ⓐ　R7 System development for traffic permission of the special vehicle 1 set
ⓑ　R7 System development for traffic confirmation of the special vehicle 1 set
⑵　Time-limit to express interests：16：00 21 April 2026
⑶　Contact point of documentation relating to the proposal ： No.2 special vehicle section, Road Traffic Management Division, Road Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shin-toshin Chuo-Ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken, 330―9724, Japan TEL 048―600―1346
⑷　Contact point for the notice ： No.1 Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kanto Regional Department Bureau

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間